

プレスリリース 令和4年8月9日

職員の懲戒処分等について

本町職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので、公表します。

1 町補助金交付に係る事務処理遅延事案

(1) 処分内容及び被処分者

戒告 係長級（50代 男性）

(2) 処分年月日

令和4年8月9日

(3) 事案の概要

令和2年度に実施した「新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金」について、必要な事務手続の一切を怠り、翌年度に事務手続の全てを遡及して処理する結果を招き、法令に準拠したとはいえない文書事務処理を行うこととなったもの。

(4) その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督者として適性を欠いていたことから、次のとおり処分を行いました。

・文書注意 課長級（50代 男性）

2 下水道事業に係る令和3年度消費税（中間納付）私費立替納付事案

(1) 処分内容及び被処分者

戒告 課長補佐級（50代 男性）

(2) 処分年月日

令和4年8月9日

(3) 事案の概要

下水道事業に係る令和3年度消費税（中間納付）について、令和4年3月に予算額不足により支払いができないと判断し、上司に報告することの無いまま私費による公金の立替払を行ったうえ、体調不良により年次有給休暇を

すべて消化した後、令和4年6月に7日と4時間45分に渡り欠勤を重ねたもの。

(4) その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督者として適性を欠いていたことから、次のとおり処分を行いました。

- ・文書注意 課長級（50代 男性）
- ・文書注意 課長補佐級（60代 男性）
- ・口頭注意 課長補佐級（40代 男性）

3 公務災害認定等未請求事案

(1) 処分内容及び被処分者

減給（10分の1）1月 課長補佐級（50代 男性）

(2) 処分年月日

令和4年8月9日

(3) 事案の概要

平成31年度から令和3年度にかけて、被災職員から公務災害に係る書類の提出を受けながら放置し、被災職員の受診した医療機関等に対し多額の未処理金を発生させたうえ、書類の紛失や上司への虚偽報告を行うなど、必要な事務処理を怠ったもの。

(4) その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督者として適性を欠いていたことから、次のとおり処分を行いました。

- ・文書注意 課長級（60代 男性）
- ・文書注意 課長補佐級（60代 男性）
- ・口頭注意 課長級（40代 男性）

担当 南三陸町総務課人事係 電話 0226-46-1370（直通）
